

謝金規程

（目的）

第1条 本規程は、株式会社10.0（以下「この法人」という。）の事業に関し、外部専門人材等に対して支払う謝金の基準を定め、人件費水準の透明性及び説明責任を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、この法人が実施する講演、研修、相談支援、コンサルテーション、調査研究、執筆その他これらに準ずる業務に従事する外部専門人材等に対して支払う謝金について適用する。

（謝金の区分）

第3条 謝金は、次の各号に掲げる区分により支払うものとする。

- (1) 講演・研修等謝金
- (2) 相談支援・助言・コンサルテーション謝金
- (3) 調査研究・企画立案謝金
- (4) 執筆・原稿料
- (5) その他この法人が必要と認めた謝金

（支払基準）

第4条 謝金の標準単価は、別表に定めるところによるものとする。

2 謝金の支払対象となる時間は、実際に業務に従事した実働時間とし、移動時間及び待機時間は含まない。

3 支払単位は1時間とし、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体が30分未満の場合は1時間分とする。

4 執筆に係る謝金は、400字詰原稿用紙換算により算定し、0.5枚単位とする。

（支払方法）

第5条 謝金は、原則として、対象者が指定する金融機関口座への振込により支払うものとする。

（源泉徴収）

第6条 謝金の支払にあたっては、法令に基づき、必要な源泉徴収を行ったうえで支払うものとする。

（費用の取扱い）

第7条 謝金の支払対象者が業務遂行にあたり負担した交通費、宿泊費その他の実費については、当法人の旅費規程に準じて、別途支払うことができる。

（支給の決定）

第8条 謝金の支給の可否及び金額は、担当部署の申請に基づき、代表取締役が決定する。

(改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、取締役会の決議による。

別表（謝金標準単価）税込

区分	支払基準	単価
講演・研修等謝金	1 時間あたり	30,000 円
相談支援・助言・コンサルテーション謝金	1 時間あたり	15,000 円
調査研究・企画立案謝金	1 時間あたり	30,000 円
執筆・原稿料	400 字あたり	2,000 円

附則

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。